

東武カード会員規約、東武カードPASMO特約、個人情報の取り扱いに関する同意条項、ポイントサービス規約を再度よくお読みのうえ、ご承諾いただける場合はカードの所定のご署名欄に自署したのち、カードをご利用ください。本規約を承諾いただける場合は、規約受領後相当期間内であれば、ご利用開始前にカード契約を解約することができます。

東武カード会員規約

第1章 一般条項

第1条 (総則)

- 株式会社東武カードビジネス（以下「当社」という）は、クレジットカードを発行します。当社が発行するクレジットカードを総称して、東武カードといいます。
- 東武カードには、以下の6種類があります。
 - 東武百貨店および当社加盟店契約を有する加盟店（以下「ハウスカード加盟店」という）で利用できるカード（以下「ハウスカード」という）
 - ハウスカードの利用に加え、株式会社ジェーシーシー（以下「JCS」という）と加盟店契約を有する国内および国外の加盟店（以下「JCS加盟店」という）でも利用できるカード（以下「東武カード（JCS）」という）
 - ハウスカードの利用に加え、三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」という）と加盟店契約を有する国内のDC及びVISA加盟店、及び国外ではVisa Worldwide Pte. Limited（以下「Visa Worldwide」という）に加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約した加盟店（以下「DC加盟店」という）で利用できるカード（以下「東武カード（DC VISA）」という）
 - ハウスカードの利用に加え、三菱UFJニコスと加盟店契約を有する国内のDC及びMasterCard Asia/Pacific Pte. Ltd.（以下「MasterCard Asia」という）加盟店、及び国外ではMasterCard Asiaに加盟したクレジット会社・金融機関と契約した加盟店（以下「DC加盟店」という）で利用できるカード（以下「東武カード（DCマスター）」という）
 - ハウスカードの利用に加え、ユーシーカード株式会社（以下「UC」という）と加盟店契約を有する国内のUC及びVISA加盟店、及び国外ではVisa Worldwideに加盟したクレジット会社・金融機関と契約した加盟店（以下「UC加盟店」という）で利用できるカード（以下「東武カード（UC VISA）」という）
 - ハウスカードの利用に加え、UCと加盟店契約を有する国内のUC及びMasterCard Asia加盟店、及び国外ではMasterCard Asiaに加盟したクレジット会社・金融機関と契約した加盟店（以下「UC加盟店」という）で利用できるカード（以下「東武カード（UCマスター）」という）
- 前2項②から⑥までを以下「提携カード」といい、ハウスカード、提携カードの両者を合わせて以下「カード」という。また、ハウスカード加盟店、JCS加盟店、DC加盟店、UC加盟店の4者をあわせて以下「加盟店」という。

第2条 (会員)

- 会員とは、ハウスカード会員と提携カード会員とがあり、それぞれ正会員と家族会員とがあります。（以下単に「会員」という場合、これら全ての会員をさします）
- ハウスカード会員とは、当社がハウスカードを利用できる会員として、入会を承諾した方をいい、提携カード会員とは、当社が提携カードを利用できる会員として、入会を承諾した方をいいます。
- 正会員とは本規約を承諾の上、当社に入会を申込み、当社が所定の審査のうえ入会を承諾した方をいいます。正会員は、カード利用によって生ずる一切の債務の履行（年会費の支払いを含む）およびその他カードの使用、管理に関する一切の責任を負うものとします。
- 家族会員とは、正会員が正会員の代理人として指定し、カードの使用、管理等に関する一切の責任は正会員が負担することを承諾した正会員の家族で、本規約を承諾のうえ入会を申込み当社が入会を承諾した方をいいます。

第3条 (カードの貸与と規約の承認)

- 当社は会員にカードを貸与します。会員は善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理しなければなりません。
- 会員は、当社よりカードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければならないとします。
- カードは、カード表面に記載された会員本人以外には使用できません。
- カードの所有権は、当社に属しますので、他人に貸与、譲渡、質入れたり担保提供等に利用したりして、カードの占有を第三者に移転することは一切できません。
- 会員が本規約を承認しない場合、規約受領後相当期間内であり且つ利用開始前である場合にかぎって、会員は本契約を解約できるものとします。この場合、会員は直ちにカードを切断し当社に返却するものとします。

第4条 (年会費)

会員は、当社に対し、別に定める期日に所定の年会費を支払うものとします。

第5条 (暗証番号)

- 会員は、当社所定の方法により、貸与されたカードごとに、暗証番号を当社へ届け出るものとします。但し、届出がない場合は当社が暗証番号として不適切と判断した場合には当社所定の方法により暗証番号を登録するものとします。
- お届けの暗証番号は、第三者に容易に推測されないような数字（生年月日、電話番号、自宅の番地等はお避けください。）の組み合わせをご用意いただくとともに、暗証番号を他人に知られることのないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 会員は、カード利用にあたり登録された暗証番号が使用された場合、当社に責のある場合を除き、暗証番号について盗用その他の事故があっても、そのために生じる債務の支払いについて全ての責を負うものとします。会員は、当社所定の方法により暗証番号の変更登録を申し出ることができます。
- 会員は、当社所定の方法により暗証番号の変更登録を申し出ることができます。

第6条 (有効期限)

- カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードの表面に記載した月の末日までとします。
- 有効期限の2ヶ月前までに会員から申出がなく、当社が引き続き会員として認める場合は、有効期限は自動的に更新され新カードを送付します。会員は新カード受領後直ちに旧カードを切断・破棄するものとします。
- 前項によりカードが更新されないときは、会員は有効期限の到来により会員資格を喪失するものとします。

第7条 (カードの機能)

- 会員は、カードを利用して東武百貨店および加盟店で商品の購入又は役務・権利その他のサービスの提供（以下「カードショッピング」という）を受けることができます。又、正会員（家族会員は除く）はカードを利用して、当社から金銭の借入れ（以下「カードキャッシング」という）を受けすることができます。但し、第20条に該当する場合等、当社の判断によりカードの使用を停止する場合があります。
- 会員はカードショッピング利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払いすることを、当社に委託するものとします。但し、UC加盟店、JCS加盟店の場合、会員はカードの利用またはUC、JCSのかかわる通信販売等により生じた加盟店の会員に対する債権の任意の時期ならびに方法での譲渡について、次のいずれの場合についてもあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等、会員に対する個別の通知または承認の請求を省略するものとします。
 - 加盟店がUC、JCSに譲渡すること。
 - (イ) によりUC、JCSに譲渡した債権を更に当社に譲渡すること。
 - (ロ) 加盟店がUC、JCSと提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらにUC、JCSに譲渡すること。
 - (ハ) 加盟店がVisa Worldwide及びMasterCard Asia（以下「国際提携組織」という）に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じUCに譲渡すること。
- (ホ) (ハ)、(ニ)によりUC、JCSに譲渡した債権を更に当社に譲渡すること。
- 会員が購入した商品等の所有権は、当該商品等にかかる債務が完済されるまで当社に留保されます。

第8条 (付帯サービス)

- 会員は、当社および当社の提携する第三者（以下「サービス提供会社等」という）が提供するカードに付帯したサービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社またはサービス提供会社等が書面その他の方法で公表します。なお、会員が付帯サービスを不要とする場合は、カード発行をお断りする場合があります。
- 会員は、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合は、それに従うものとします。また、付帯サービスを利用できない場合があることを予め承認します。
- 会員は、付帯サービスについて次のことを予め承諾するものとします。
 - 付帯サービスについて、会員への予告または通知なしに変更もしくは中止される場合があること。
 - 会員資格を停止したときは、付帯サービス（停止前に取得済みの付帯サービスも含む）を利用する権利も停止されること。
 - 退会または会員資格を喪失したときは、付帯サービス（退会前または資格喪失前に取得済みの付帯サービスも含む）を利用する権利も喪失するものとすること。

第9条 (カードの利用可能枠と承認)

- カードには、カードショッピングの利用可能枠（以下「ショッピング総利用可能枠」といいます）とカードキャッシングの利用可能枠があり、ショッピング総利用可能枠には内枠としてリボ払い・2回払い・ポナース一括払いの利用可能枠（以下「割賦枠」といいます）があります（以下総称して「カードの利用可能枠」といいます）。
- カードの利用可能枠は、当社が審査し決定した額までとします。この場合、カードの利用可能枠には家族会員が利用する額も含みます（家族会員はカードキャッシングは利用できません）。
- 会員が当社の発行する複数のカードの貸与を受けた場合、当該複数カード全体における利用可能枠は、原則としていちばん新しく貸与されたカードの利用可能枠となり、複数枚のカードの利用可能枠の合計金額にはなりません。
- 当社は会員の利用状況および信用状況等により必要と認めた場合は、いつでもカードの利用可能枠を増額（カードキャッシングは除く）または減額することができるものとします。但し、会員が増額を希望しない場合は、会員の申し出により増額前のカードの利用可能枠に戻すこととします。
- 会員はカードの利用可能枠内で繰り返しカードを利用することが出来ます。カードの利用可能枠内であっても、利用金額、購入商品や受ける役務によっては、当社の承認が必要な場合があります。この場合、会員は加盟店が当社に対してカードの利用に関する照会を行うことを予め承諾するものとします。なお、当社は会員のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用を承認しないことがあります。
- この規約の全ての事項については、外国為替および外国貿易法等を含め日本法が適用されます。
- 当社が会員に対してお支払いすべき債務については、当社は、事後に到来する約定支払日において、当該会員によるカードショッピング利用代金と相殺できるものとします。

第10条 (利用代金の支払方法)

- カードの利用代金は毎月10日を締切日とし、第28条第2項によって算出された支払額（以下「弁済金」という。）及び第33条第2項によって算出された弁済金を翌月3日（以下「約定支払日」といいます）金融機関が約定日の場合は翌営業日とする。）に当社に支払うものとし、会員が予め約定した当社指定の金融機関の原則として正会員名義の預貯金口座からの自動振替によるものとします。お支払いいただく金額は、予めご利用代金明細書でお知らせいたします。なお、事務上の都合により、翌々月以降の約定支払日からお支払いいただくなど支払い開始が遅れる場合や締切日以降は翌月の自動振替が停止できない場合があります。
- 振替日に万が一預貯金残高が不足し、振替ができなかった場合は、速やかに当社の支払い窓口へ持参または当社への送金により支払っていただきます。
- 金融機関での振替手続き未完了時における会員の当社に対するカード利用代金の支払いは、第1項、第2項の定めにかかわらず、持参払いとします。なお、その場合の締切日及び約定支払日は第1項と同一とします。
- カード利用代金の発生するお取引きが連続して13ヶ月以上無く、その後ご利用があった場合、お届けの金融機関の口座からカード利用代金が引落しできない場合があります。その場合あらためて口座振替依頼書を、ご提出いただく事があります。
- 日本国外でのカードのご利用については、次のことが適用されます。
 - カードショッピング利用代金またはカードキャッシングの融資金（以下「融資金」という）が外国通貨建ての場合、当社および国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。
 - カードショッピング利用代金および融資金のお支払方法は1回払いといたします。
 - この規約の全ての事項については、外国為替および外国貿易法等を含め日本法が適用されます。
- 当社が会員に対してお支払いすべき債務については、当社は、事後に到来する約定支払日において、当該会員によるカードショッピング利用代金と相殺できるものとします。

第11条 (継続的取引にかかわるカードの利用について)

- 会員は、当社が適当と認めた場合、保険・通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として、カードを利用することが出来ます。
- カード番号や有効期限等に変更があった場合、加盟店に対する変更通知は会員が行うものとします。但し、当該変更通知が加盟店が行うことがあることを会員は予め承諾するものとします。
- 会員の都合により加盟店に対するカード決済を中止する旨の通知は、会員が会員の責任で行うものとします。但し、当該通知が当社が行うことがあることを会員は予め承諾するものとします。
- 前項の通知が効力を発生するまでに発生したカードの利用代金は会員が負担するものとします。
- 利用状況等に基づくカードの一時停止および退会または会員資格の喪失に基づく契約の消滅によりカード決済の停止・中止を加盟店に当社が通知した場合は、会員・加盟店間の継続的取引が停止・解約となっても当社は責任を負わないものとします。

第12条 (弁済金の充当方法)

会員より支払われた弁済金が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるにたりない時は、会員への通知なくして当社が適当と認める順序で法によりいづれの債務に充当しても異議なくするものとします。但し、第30条に定める支払停止の抗弁にかかわる充当順位については、割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第13条 (カードの紛失、盗難事故の場合の責任と免責)

- 会員は、カードを紛失し、または盗難にあった場合、すみやかに下記の諸手続きをお取り頂きます。
 - 当社への連絡および当社への紛失届または盗難届の提出
 - 最寄りの警察署への紛失・盗難届の提出
- カードの紛失、盗難にあった場合、そのままだけして他人に不正使用されたこと、その代金などのお支払いは、会員の責任となります。
- 第1項の諸手続きをお取り頂いた会員が被る損害は、次にかける場合を除き当社が全額で弁済します。
 - 当社が紛失・盗難の不正使用を受理した日の前日より起算し、5か月のぼって61日前以前に生じた不正使用の場合
 - 会員の故意または過失に起因する場合
 - 会員の家族、同居人、留守番その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をするものなど、会員の関係者が自ら行いもしくは加担した不正使用に起因する場合
 - カード表面に会員自らの署名が無い場合
 - 利用の際に、登録された暗証番号が使用された場合
 - 戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に襲ってなされた不正使用の場合
 - 本規約に違反している状態において紛失、盗難が生じた場合
 - 会員が当社の請求する書類を提出しなかった、または、提出した書類に不正の表示をした場合、あるいは被害調査の協力をしない場合
- 株式会社バスマ オートチャージサービス取扱い協会の定める「オートチャージサービスの利用代金」

第14条 (カードの再発行)

- カードは原則として再発行いたしません。但し、紛失、盗難、毀損、滅失等の理由により会員が希望した場合には当社所定の届を提出していただき、当社が適当と認めた場合に限り再発行します。この場合、会員は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。
- 当社の都合によりカードを再発行する場合は、前項は適用されないものとします。

第15条 (費用弁済)

会員は、弁済金の支払いを遅滞した場合の催告に要した内容証明郵便料などの実費を負担していただきます。印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要した費用、支払督促申立費用、送達費用等法的措置による支払費用は、第21条、第22条等による会員資格の喪失・退会後といえどもすべて会員の負担とします。また、会員が当社に支払う場合等において公租公課（消費税等を含む）が変更される場合は、会員は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第16条 (当座事項の変更)

- 会員は住所、氏名、電話番号、勤務先、振替先預貯金口座等に変更が生じた場合には、遅滞なく当社宛所定の変更届をもって届け出るものとします。前項の住所の変更届を出した場合、当社からのお知らせは送付書類が延着又は未到着となっても、当社が、通常到着すべき時に到着したものとみなすことと異議ないものとします。但し、届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。
- 届出を怠った場合、カードのご利用が出来ないことがあります。

第17条 (期限の利益喪失)

- 会員が次のいずれかの事由に該当したときは、本規約に基づく全ての債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を一括して履行するものとします。
 - 約定支払日にカードショッピング（1回払いを除く。）の弁済金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - カードキャッシング利用による弁済金またはカードショッピングの1回払いによる弁済金についてはその支払いを1回でも遅滞したとき。（但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においての効力を有します。）
 - 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
 - 差押、仮差押、保全差押、仮処分の上申て又は滞納処分を受けたとき。
 - 破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生の上申てを受けたとき又は自らこれらの上申てをしたとき。
- 会員が次のいずれかの事由に該当したときは当社の請求により、本規約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - 商品の購入等が会員にとって商行為（連鎖販売個人契約・業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く）となる場合で、会員が弁済金の支払いを1回でも遅滞したとき。
 - 商品の買入れ、譲渡、質貸、その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
 - 本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
 - その他会員の信用状態が著しく悪化したときと当社が判断したとき。
- 会員が当社が複数枚のカードを貸与されている場合で、一枚のカードについて期限の利益を失った場合、全てのカードについて期限の利益を失い、直ちに債務の全額を一括して履行するものとします。

第18条 (遅延損害金)

- カードショッピングに關し会員が約定支払日に弁済金の支払いを遅延した場合は当該弁済金（手数料を除く。）に対し約定支払日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約にもとづく債務の残額（手数料を除く。）に対し、期限の利益喪失日の翌日から完全に至るまで年14.52%（但し、1年を365日として日割計算による。）の割合による遅延損害金を支払うものとします。但し、カードショッピングの2回払い、ポナース一括払いについては、会員が約定支払日に弁済金の支払いを遅延した場合は当該弁済金（手数料を除く。）に対し約定支払日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約にもとづく債務の残額（手数料を除く。）に対し、期限の利益喪失日の翌日から完全に至るまで年6.00%（商事法定利率）の割合による遅延損害金を支払うものとします。また、遅延損害金を支払う場合は、期限の利益喪失日以降の手数料は発生しません。
- キャッシングに關し会員が約定支払日に弁済金の支払いを遅延した場合は当該弁済金の元本金額に対し約定支払日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約にもとづく債務の残額（元本金額）に対し、期限の利益喪失日の翌日から完全に至るまで約定利率による遅延損害金を支払うものとします。

第19条 (会員の再審査)

当社は、会員に対して入会後定期、不定期の再審査を行うことがあります。当社が再審査を行うに際しては、会員（ただし、家族会員は除く）は個人情報を取り扱いはる同意条項第3条に規定する個人情報情報機関の個人情報を取り扱いが個人情報に関する同意条項に基づき行われることに同意するものとします。また、当社から請求があれば当社の求める資料などの提出に応じるとものとします。

第20条 (会員資格の停止)

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合は会員資格を停止させることができるものとします。

- 弁済金の支払いを遅延しているとき。
- 第19条の再審査において、当社が会員資格を停止させることが相当と判断したとき。
- 会員の信用状態に変化が生じたとき。

第21条 (会員資格の喪失)

- 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合、当然に会員資格を喪失します。また当該会員が正会員の場合、家族会員も当然に会員資格を喪失します。この場合、会員または親族は当社に対して直ちにカードを返却するものとします。
- 会員が次のいずれかに該当した場合は、会員は通知・催告等をせずにいつでも会員資格を喪失させることができるものとします。この場合、会員は当社に対して直ちにカードを返却するものとします。
 - 会員が第17条のいずれかに該当したとき。
 - 会員が約定支払日に弁済金の支払いを遅滞し、その遅滞が約定日の月末まで継続した場合
 - 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊犯罪と密着した暴力団等、もしくはこれらの関係者等およびその他反社会的勢力であると判断したとき
 - 会員が自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求をしたとき、法的な責任を超えて不当な要求をしたとき、取引に關し脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、風説を流布し、偽計を用いたときは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したときおよびこれらに準じる行為をしたとき
 - 会員が入会申請時または最終支払日より2年以上カードを利用しない場合
 - カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しないとき、または決済口座の変更等の手続きが2ヶ月以内に完了しないとき
 - 当社が会員の届出住所等にカードを送付したにもかかわらず、カードが当社に返送された場合
 - 会員が当社から複数枚のカードを貸与されている場合、他のカードについて①から④に該当する事由が生じたとき
- 会員が次のいずれかに該当した場合は、当社は通知・催告等をせずにいつでも会員資格を喪失させることができるものとします。この場合、会員は当社に対して直ちにカードを返却するものとします。また、当社の請求により本規約に基づく全ての債務について会員は期限の利益を失い、直ちに債務の全額を一括して履行するものとします。
 - 虚偽の申告をした場合
 - 本規約のいずれかに違反した場合
 - 会員の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - ショッピング利用を現金化等のために利用した場合、その他カードの利用状況が適当でないときと当社が認めたとき
 - 第19条の再審査の結果、当社が不適当と認めた場合
 - 会員が当社から複数枚のカードを貸与されている場合、他のカードについて①から④に該当する事由が生じたとき

第22条 (会員の都合による退会)

- 会員は当社宛所定の退会届を提出するなどの方法により退会することができます。
- 正会員が退会した場合、家族会員も当然に退会になるものとします。
- 第1項および前項の場合、会員は直ちに当該カードを切断の上当社に返却するか、または切断の上破棄するものとします。
- 会員は退会した後も、当該カードに關して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責を負うものとします。

第23条 (犯罪による収益の移転防止に関する法律)

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認が当社所定の期間内に満了しない場合は、入会をお断りするこや会員資格の喪失、その他カードの利用が制限される場合があります。

第24条 (規約の変更)

本規約を変更する場合は当社は会員に変更事項を通知もしくは告知（変更の日から30日間、当社の営業所に掲示する等）いたします。なお、当社が変更内容を通知しなかった告知した場合は、変更事実が承認された場合、または退会の申し出がなかった場合は、変更事実が承認されたものとします。

第25条 (合意管轄裁判所と公正証書)

- 会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴訟のいかににかかわらず、会員の住所地、購入地及び当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。
- 会員が第17条に該当し、当社が必要と認めた場合、会員の費用負担で、本規約につき、強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類を当社に提出するものとします。

第26条 (外国為替および外国貿易管理に関する諸法令の適用)

- 日本国外でのカード利用については、以下各号を適用します。
 - 本規約の有効性、解釈、履行等のすべての事項については、日本法に準拠するものとします。
 - 外国為替および外国貿易管理に関する諸法令を遵守するものとします。

第2章 カードショッピング条項

第27条 (カードショッピングの利用方法)

会員は、東武百貨店及び加盟店において自己のカードを呈示し、所定の伝票又は売上票にカードの署名と同じ署名をすることにより商品の購入、又は役務・権利その他のサービスの提供を受けることができます。但し、通信販売、電話予約販売等、その他当社が特に認めた場合は、カード呈示並びに署名の省略なくこれに代わる方法をとる場合もあります。

第28条 (カードショッピング弁済金の算定方法)

- カードショッピング利用代金の支払いは、定額リボルビング払い、1回払い、2回払い、ポナース一括払いのうち、会員が利用の際に指定した方法によるものとします。指定がない場合は、原則として1回払いになります。但し、1回払い以外の支払方法については、一部加盟店で指定できない場合があります。また、日本国外でのカードショッピング利用代金の支払いは、原則として1回払いとなります。
 - 定額リボルビング払い（以下「定額リボ払い」という。）…毎月の弁済金は、第3項に定める手数料を含み、次表の基準によるものとし、約定支払日にお支払いいただきます。なお、約定支払日前にお支払いいただいた場合は、第3項に定める手数料をお支払いいただきます。支払コースは、会員が入会申請時または変更前より指定したコースとなります。ただし、当社が支払コースを指定する場合があります。締切日の利用残高とその手数料の合計額が、支払コース別の毎月の弁済金に満たない場合は、締切日の利用残高とその手数料の合計額をお支払いいただきます。

■長期コース（残高スライド）

締切日の利用残高	100,000円まで	100,001円から200,000円まで	200,001円から300,000円まで	300,001円から100,000円増すごとに、5,000円ずつ加算
弁済金	5,000円	10,000円	15,000円	

■短期コース（残高スライド）

締切日の利用残高	100,000円まで	100,001円から200,000円まで	200,001円から300,000円まで	300,001円から100,000円増すごとに、10,000円ずつ加算
弁済金	10,000円	20,000円	30,000円	

■定額コース（2万円・3万円）

	弁済金	締切日の利用残高にかかわらず弁済金は毎月一定になります。
2万円コース	20,000円	
3万円コース	30,000円	

但し、定額コース（2万円・3万円）は、カード発行後、変更を申し出られ、当社が認めた場合変更ができるものとします。（入会申込み時は、選択できません。）

- 1回払い・締切日における当該利用残高の総額とし、約定支払日に一括してお支払いいただきます。なお、この場合手数料はありせん。
- 2回払い・締切日における当該利用残高の総額とし、締切日の翌月（初回）と翌々月（2回）の約定支払日に、当該利用残高の総額の2分の1ずつをお支払いいただきます。尚、（2分の1で割り切れた）端数金額のある場合は、端数金額については初回にお支払いいただきます。なお、この場合手数料はありせん。
- ポナース一括払い…締切日（7月10日または12月10日）における当該利用残高の総額とし、締切日後、最初のポナース月（1月または8月）の約定支払日に一括してお支払いいただきます。なお、この場合手数料はありせん。
- 定額リボ払いの手数料は当月締切日の利用残高に、実質年率14.52%の1/12を乗じた金額といたします。（初回の手数料は、利用の翌日から初回返済日までの日数にかかわらず、利用後最初の締切日の利用残高に実質年率14.52%の1/12を乗じた金額とします。）なお、手数料の利率は金融情勢により変更することがあります。（この場合は変更前の利用代金の残高に対してのみ新利率が適用されます。但し、1回払い、2回払い、ポナース一括払いの弁済金については、手数料はいたしません。）
- （例）当月締切日の利用残高が50,000円の場合の算定例。（短期コースの場合）
弁済金 10,000円
内訳/手数料充当分 50,000円×14.52%×1/12=605円
リボ/元本充当分 10,000円-605円=9,395円

- 1回払い・2回払い、ポナース一括払いのうち、3回返済していただく場合（早期返済）は、当該利用残高と手数料を合算してお支払いいただきます。この場合の手数料は、第3項より算定します。
- 第1項にかかわらず、正会員は、以下の方式で、カードショッピング利用代金の支払方法を選べるものとします。ただし、この方式で指定するものには適用されません。なお、①の場合、ご利用可能枠は「割賦枠」の範囲内となり、②の場合、変更できる範囲は「割賦枠」の範囲内となります。また、①の場合、当社が特別に認めたPASMOオートチャージサービス、ETC等の利用代金については「割賦枠」を超えてもショッピング総利用可能枠内であれば、1回払いとして利用できるとものとします。
 - 正会員が申し出、当社が認めた場合、以後のカードショッピング利用代金の支払いをすべて定額リボルビング払いとする。
 - 当社が別途定める期日までに正会員が申し出、当社が認めた場合、別の支払い方法を指定したカードショッピング利用代金を定額リボルビング払いに変更する方式。

第29条 (見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)

会員は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引き渡された商品又は提供された役務・権利（以下「商品等」という）が見本・カタログ等と相違している場合は、販売店に商品等の交換を申し出るか又は売買契約の解除ができるものとします。

第30条 (支払停止の抗弁)

- 会員は、カードショッピングの定額リボルビング払い、2回払い、ポナース一括払いにより購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について、下記の事由があるときは、その事由が解消されるまでの間、当該理由の存する商品等について、支払いを停止することができるものとします。
 - 商品等の引渡しがなされないこと。
 - 商品等が破損、汚損、故障その他の瑕疵があること。
 - その他、商品等の販売について、加盟店に対して生じたいし事由があること。
- 当社は、会員が前項の支払いの停止を行う旨に当社に申し出るときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
- 会員は、第2項の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるとし、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合は当該資料添付のうえ）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当該上記の事由について調査する必要があるときは、会員もその調査に協力するものとします。
- 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。
 - 売買契約が会員にとって商行為（連鎖販売個人契約・業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く）であるとき。
 - 定額リボルビング払いによる1回のカード利用に係る現金価格の合計が38,000円に満たないとき。
 - 2回払い、ポナース一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が2万円に満たないとき。
 - 提携先国外加盟店でカードを利用しているとき。
 - 割賦販売法に定める指定権利以外の権利に係るカードショッピング利用代金であるとき。
 - 会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。

第3章 カードキャッシング条項

第31条 (カードキャッシングの利用資格)

当社が行うカードキャッシングサービスの利用資格者は正会員とし、家族会員が利用できません。

第32条 (カードキャッシングの利用)

- 正会員は、次の方法によりカードキャッシングを利用することができます。（利用金額は10,000円単位）
 - 当社の指定する提携先の現金自動貸出機（CD）または、現金自動預入支機（ATM）を使用する方法。
 - その他当社所定の方法。

第33条 (カードキャッシングの弁済金の算定方法)

- カードキャッシングの弁済金の支払いは、定額リボルビング払い（残高スライド式）または1回払いとし、会員が、利用の都度、指定した方法によるものとします。
 - カードキャッシングの弁済金は、次の基準で算定した金額とします。
 - 定額リボルビング払い（残高スライド式）…毎月の弁済金は第3項に定める利息を含み、次表によるものとし、約定支払日にお支払いいただきます。支払いは、会員が入会申請時または変更前より指定したコースとなります。但し、当社が支払いはるコースを指定する場合があります。

■長期コース				
融資金残高	50,000円まで	50,001円から200,000円まで	200,001円から300,000円まで	300,001円から100,000円増すごとに、5,000円ずつ加算
弁済金	5,000円	10,000円	15,000円	

■短期コース				
融資金残高	100,000円まで	100,001円から200,000円まで	200,001円から300,000円まで	300,001円から100,000円増すごとに、10,000円ずつ加算
弁済金	10,000円	20,000円	30,000円	

- 1 回払い…当該利用残高の総額と、第 3 項により算定される利息の合計額とし、約定支払日に一括してお支払いいただきます。
- 利息は、融資金残高に対して実質年率17.95%を乗じた金額とします。(但し、1 年を 365 日として日割計算による。) なお、第 1 回返済時の利息は、融資実行日から返済日までの日割計算とします。また利息の料率は金融情勢等の事情により変更する場合があります。(この場合は変更前の融資金残高に対してより新利率が適用されます。)
- 当社は、会員がカードキャッシングを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づく記載事項をお知らせする書面を、ご利用の都度、ご利用代金明細書とは別に、郵送により交付いたします。但し、すでにカードキャッシングのご利用残高がある場合または当該書面を交付後に、新たなご利用または返済があった場合、当該書面の記載事項のうち返済期間、返済回数、返済期日、返済金額は変動することがあります。

第34条（繰上返済）

会員は次の方法によりカードキャッシングの残高の繰上返済ができるものとします。なお、支払い方法は当社指定の方法によるものとします。

- カードキャッシングの残高の一部を繰り上げて返済いただく場合は、前回お支払い日の翌日（第 1 回の返済日が未到来の場合は融資実行日）より当該返済日までの利息（第33条第3項により算定する）を含んだ弁済金として取扱います。
- カードキャッシングの残高の全部を一括して返済していただく場合は、当該残高と利息を合算してのお支払いいただきます。この場合、利息は前回お支払い日の翌日（第 1 回の返済日が未到来の場合は融資実行日）より当該返済日までの日割計算とし第33条第3項により算定します。

【当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関】

日本貸金業協会 貸金業相談 紛争解決センター
〒108-0074 東京都港区高輪 3 丁目 19 番 15 号 TEL. 03-5739-3861

【問い合わせ・相談窓口】

- 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された東武百貨店および加盟店にご連絡ください。
- 本規約についてのお問い合わせ、ご相談並びに支払停止の抗弁に関しては下記にご連絡ください。
- 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは下記にご連絡ください。
- 宣伝印刷物の送付等についてのお問い合わせに関しては下記にご連絡ください。

株式会社 東武カードビジネス サービス担当
東京都豊島区西池袋 1 丁目 1 番 25 号 〒171-0021 TEL. 03-5396-6561
登録番号 関東財務局長（4）第01271号
包括信用購入あっせん業者登録番号 関東（包）第84号
（2011年12月20日）

東武カードPASMO 特約

第 1 条（名称）
本カードは、株式会社東武カードビジネスと株式会社パスモの 2 社（以下「両社」という）が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「東武カードPASMO」と称します。

第 2 条（会員資格）

「東武カードPASMO」は、株式会社東武カードビジネスが定める東武カード会員規約、両社が定める本特約、および株式会社パスモが定めるPASMO 取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則に同意した方（以下「会員」といいます。）に発行されます。

第 3 条（契約の成立・カードの貸与）

- 「東武カードPASMO」に関する契約は、会員に対して、両社が「東武カードPASMO」の利用を認めたときに成立します。
- 「東武カードPASMO」の発行は、個人の方のみとします。
- 「東武カードPASMO」は、東武カード会員規約に定める正会員を対象として発行します。
- 「東武カードPASMO」の所有権は、両社に帰属し、会員に対し貸与するものとします。

第 4 条（有効期限）

「東武カードPASMO」は、両社が認めたときに有効期限が更新されます。会員は旧カード・新カード及びPASMO 取扱規則に定める必要書類をPASMO 取扱規則に定める事業者の指定箇所に持参し、PASMO 機能を旧カードから新カードへ移行させる手続きを行うものとします。

第 5 条（盗難・紛失・カード障害時の取扱い・再発行）

「東武カードPASMO」の盗難・紛失・障害等が発生した場合、会員は株式会社東武カードビジネス、およびPASMO 取扱規則に定める事業者の指定箇所の方々に申し出るほか、両社が新カードを再発行します。また、盗難・紛失の場合は、最寄りの警察署への届出も行つものとします。会員は、新カード（カード障害時においては新旧両カード）、およびPASMO 取扱規則に定める再発行整理票その他PASMO 取扱規則に定める必要書類をPASMO 取扱規則に定める事業者の指定箇所に持参し、新カードへのPASMO 機能の再発行を行うものとします。なお、クレジットカード機能の再発行手数料は東武カード会員規約に定め、PASMO 機能の再発行手数料はPASMO 取扱規則によるものとします。

第 6 条（届出事項の変更）

会員が両社に届け出た事項について変更があった場合には、株式会社東武カードビジネスに申し出るほか、PASMO 取扱規則に定める手続きに従い、同規則に定める事業者の指定箇所に「東武カードPASMO」を持参の上、申し出るものとします。さらに、両社から新カードを再発行された場合には、会員は旧カード・新カード及びPASMO 取扱規則に定める必要書類をPASMO 取扱規則に定める事業者の指定箇所に持参し、PASMO 機能を旧カードから新カードへ移行させる手続きを行うものとします。

第 7 条（会員資格の喪失）

- 会員は以下の各号に該当する場合には、「東武カードPASMO」の会員資格を喪失するものとします。なお、「東武カードPASMO」の会員資格喪失及び会員資格喪失に伴うオートチャージサービスの退会による会員の損害に対し、両社はその責めを負いません。
 - 両社のために違反した場合
 - 株式会社東武カードビジネスがクレジットカード機能の会員資格を喪失した場合
 - 株式会社パスモがオートチャージサービスの会員資格を取り消した場合
 - 会員がクレジットカード機能を申し出た場合
 - 会員が「東武カードPASMO」のPASMO 機能を払いもどした場合
 - 「東武カードPASMO」のPASMO 機能を、PASMO 取扱規則に定める手続きにより記名PASMOへ移し替えた場合
 - 会員のPASMO がPASMO 取扱規則に定める無効又は失効状態となった場合
 - 会員が「東武カードPASMO」を所定の期間受領しない場合（ただし、第 6 条から第 6 条により両社が発行した新カードを受領しない場合はPASMO 取扱規則に定める失効期間が経過した後に、PASMO 機能は失効するものとします。）
- 前項第 2 号から第 4 号に該当した場合、会員はPASMO 取扱規則に定める手続きに従い、同規則に定める事業者の指定箇所に速やかに「東武カードPASMO」を持参の上、「東武カードPASMO」のPASMO 機能を記名PASMO に移し替えなければなりません。
- 会員は「東武カードPASMO」のオートチャージサービス機能のみを解約することはできません。
- 会員資格を喪失したときの「東武カードPASMO」の取扱いについては、東武カード会員規約の定めによります。
- 「東武カードPASMO」のPASMO 機能について、本条第 1 項 5 号若しくは第 6 号の処理を行う前に「PASMO 取扱規則」を株式会社東武カードビジネスに返却した場合、PASMO のバリュー等を返却することはできません。

第 8 条（インプリンター加盟店での制限事項）

会員は、「東武カードPASMO」をインプリンター加盟店（カードの凹凸を利用して売上印字を行う加盟店）で利用することはできません。

第 9 条（個人情報の提供）

- 会員は、次の各号の個人情報を、下記利用目的のために、株式会社東武カードビジネスが株式会社パスモに提供することに同意するものとします。
 - オートチャージサービスにかかわる利用代金の決済を行うためのクレジットカード会員番号および有効期限
 - 「東武カードPASMO」（「東武カードPASMO」にかかわるオートチャージサービスを含む）にかかわる通知・案内の送付及び株式会社パスモから「東武カードPASMO」に関して連絡するための住所
 - 第 4 条から第 6 条により両社が発行する新カードのPASMO に記録するための会員の氏名、性別、生年月日及び会員の電話番号
- 会員が前項に同意しない場合、株式会社パスモは、会員の「東武カードPASMO」を発行することができません。

第 10 条（株式会社パスモでの個人情報の取扱い）

- 会員希望者が「東武カードPASMO」の発行（「東武カードPASMO」にかかわるオートチャージサービスの申込みを含む。以下同じ。）のために提出した個人情報の取扱いは株式会社パスモが定めるPASMO 取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則の定めによります。
- 株式会社パスモが、前条第 1 項により取得した個人情報の取扱いは、同項各号に定める利用目的のほか、株式会社パスモが定めるPASMO 取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則の定めによります。

第 11 条（適用範囲）

本特約に定めのない事項は、東武カード会員規約、PASMO 取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則、その他、両社の定める規定を適用するものとします。

第 12 条（本特約の改定）

本特約が改定され、その改定内容が会員に通知もしくは公表された後に、会員が「東武カードPASMO」を利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。

（2008年3月14日）

個人情報の取り扱いに関する同意条項

第 1 条（個人情報の収集・保有・利用）

- 会員および入会を申込みされた方（以下「会員等」という）は、本契約（本申込を含む株式会社東武カードビジネスとのクレジットカード発行契約を以下「以下同じ」と含む）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理（以下「与信業務」という）のため、以下の情報（以下これを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意します。
 - 所定の申込書に会員等が記載した会員等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、居住状況および会員等が申込書以外で当社に申告した事項および東武カード会員規約第16条に基づき届け出た事項
 - 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、利用可能枠等、会員等と当社の契約に関する事項
 - 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
 - 本契約に関する会員等の支払能力・返済能力を調査するためまたは支払途上における支払能力・返済能力を調査するため、会員等が申告した資産の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
 - 官報や電話帳等一般に公開されている情報
 - 本申込に関し、当社が会員等の運転免許証、パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録すること、または写真を入手することにより得た本人確認をおこなったための情報
 - 本申込に関する与信業務および本人確認のため、当社が必要と認めた場合には、会員等の住民票等を当社が取得し、利用することにより得た情報
 - 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づいて、会員等の運転免許証、パスポート等によって本人確認をおこなった際に収集した情報
- 会員等は、当社がクレジットカード取引にかかる基本的な機能・付帯サービスの提供のため、ポイントサービス規約に基づく取引の情報を収集し、第 1 条第 1 項のうち①②の個人情報とともに利用することに同意します。
- 当社が、本契約に関する債権管理業務の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合には、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第 1 条第 1 項より収集した個人情報を委託先企業に提供し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。債権管理業務の一部または全部についての委託先企業は以下の通りです。

名称：ニッテレ債権回収㈱

名称：イー・シー・エス債権管理回収㈱

名称：ジャックス債権回収サービス㈱

名称：ジェービーエス債権回収㈱
- 当社が当社の事務（コンピューター事務、代金決済事務等およびこれらに附随する事務等）を第三者に業務委託する場合には、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第 1 条第 1 項および第 2 項により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することがあります。

第 2 条（個人情報の利用）

- 会員等は、当社が下記の目的のために第 1 条第 1 項①②の個人情報およびポイントサービス規約に基づく取引の情報を利用することに同意します。
 - 当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、催事、各種ご優待等のお知らせ
 - 当社の事業における市場調査、商品開発、催事計画
 - 当社の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
 - 東武グループポイントサービスにサービスを提供する東武グループ各社、加盟店など当社以外の宣伝物・印刷物の送付等を外部から受託しておこなうこと
- ※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社ホームページへの掲載等によってお知らせいたします。

ホームページアドレス http://www.tobu-card.co.jp/
- （共同利用）
 - 会員等は当社および東武鉄道㈱、㈱東武百貨店、㈱東武宇都宮百貨店、その他東武グループ各社（以下「東武グループ各社」という）が下記の利用目的のために、第 1 条第 1 項①②の個人情報およびポイントサービス規約に基づく取引の情報を保護措置を講じたうえで共同して利用（以下「共同利用」という）することに同意します。

ア. 東武グループ各社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、催事、各種ご優待等のお知らせ

イ. 東武グループ各社の事業における市場調査、商品開発、催事計画

ウ. 東武グループ各社の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

エ. カードの機能、東武グループポイントサービスなどの付帯サービスの提供
- ※なお、上記の東武グループ各社の範囲およびその具体的な事業内容については、当社ホームページへの掲載等によってお知らせいたします。

ホームページアドレス http://www.tobu-card.co.jp/
- 当社と東武グループは、第 2 条第 2 項①により共同利用する会員等の個人情報を厳正に管理し、会員等の個人情報の保護に十分注意を払うとともに、第 2 条第 2 項①に掲げる目的以外には利用しないものとします。個人情報に関する責任者は、下記の者となります。個人情報の管理責任者の名称：株式会社東武カードビジネス 個人情報管理統括責任者
- 第 2 条第 2 項①の個人情報の共同利用の期間は、原則として契約期間中および本契約終了日から 1 年間とします。
- 本契約中あらたに共同利用会社が追加変更された場合には通知または当社ホームページ等で公表するものとします。

第 3 条（個人情報情報機関への登録・利用）

- 当社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、会員等および当該会員等の配偶者の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法および貸金業法等により、会員等の支払能力・返済能力の調査のために当社がそれを利用することに同意します。但し、家族会員および家族会員として入会を申込みされた方については、本項の適用はありません。
- 会員等と本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人情報情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人情報情報機関および当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることにより、会員等の支払能力・返済能力に目的には利用されません。また、家族会員および家族会員として入会を申込みされた方については、本項の適用はありません。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー（CIC）
①本契約に係る申込みをした事実	当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間	
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後 5 年以内	
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後 5 年間	

- 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中にあらたに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

(㈱シー・アイ・シー

（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）
（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト15階
お問い合わせ先：0120-810-414

ホームページアドレス：http://www.cic.co.jp
※(㈱シー・アイ・シー)の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- 当社が加盟する個人情報情報機関（㈱シー・アイ・シー）と提携する個人情報情報機関は、下記の通りです。
 - 全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
お問い合わせ先：03-3214-5020
ホームページアドレス：http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②(㈱日本信用情報機構

（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-1 神田進興ビル
お問い合わせ先：0120-441-481
ホームページアドレス：http://www.jicc.co.jp/
※(㈱日本信用情報機構)の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- 上記 3 に記載されている当社が加盟する個人情報情報機関に登録する情報は下記のとおりです。
(㈱シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量、回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

第 4 条（個人情報の開示・訂正・削除）

- 会員等は、当社および第 3 条で記載する個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①当社に開示を求める場合には、第 7 条記載の窓口または支店・営業所にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてはお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページへの掲載等によってもお知らせしております。

②個人情報情報機関に開示を求める場合には、第 3 条記載の個人情報情報機関に連絡してください。

- 万一個人情報開示内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 5 条（本同意条項に不同意の場合）

当社は、会員等が本契約の必要な記載事項（申込書表面で会員等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

②本同意条項第 2 条第 1 項および第 2 条第 2 項①ア、イ、ウ、に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第 6 条（利用・提供中止の申出）

本同意条項第 2 条第 1 項および第 2 条第 2 項①ア、イ、ウ、による同意を得た範囲内で当社および当社と共同利用をする東武グループ各社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社および東武グループ各社での利用を中止する措置をとります。但し、本契約に基づき送付されるご利用代金明細書等に記載または同封される宣伝印刷物等は除きます。

第 7 条（個人情報の取扱いに関する問い合わせ等の窓口）

個人情報開示・訂正・削除についての会員等の個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記までお問い合わせください。

株式会社東武カードビジネス 営業一部サービス担当
住所：東京都豊島区西池袋1-1-25

電話番号：03-5396-6561

第 8 条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実を、第 1 条および第 3 条第 2 項①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第 9 条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

（2012年4月1日）

ポイントサービス規約

第 1 条（目的）

- 本規約は、株式会社東武カードビジネス（以下、「当社」といいます。）が発行する東武カード（以下、「カード」といいます。）の正会員および家族会員（以下、「会員」といいます。）に対し、当社が提供する特典（以下、「東武グループポイントサービス」といいます。）の内容、および提供条件を定めたものです。
- 会員は、本規約を承認の上、カードをご利用いただくものとします。

第 2 条（東武グループポイントサービス）

1. 「東武グループポイントサービス」とは、会員が東武グループ各企業をはじめとするポイント参加店でカードによりクレジット決済した場合（以下「カードショッピング」といいます。）、またはカードを提示して現金でお支払いをした場合（以下「現金利用」といいます。）に、会員に対してポイントを付与するものです。ポイント参加店によりポイント付与の対象となる決済方法、ポイント対象商品・サービス、ポイント付与率、付与日などが異なりますので、当社または各ポイント参加店にご確認ください。なお、各ポイント参加店でのポイント付与率は、各ポイント参加店所定の期間内でのカードショッピングまたは現金利用の累計額により変更する場合があります。

- たまったポイントは、1,000ポイント単位でポイント参加店で利用できる1,000円相当のお買物券と交換期間内に、当社がポイント参加店に設置するポイントターミナル（自動照会発券端末機）で交換することができます。（一部利用できないポイント参加店がございます。）但し、ポイント参加店により、お買物券利用対象外の商品・サービスがございますので、当社または各ポイント参加店にご確認ください。なお、クレジット代金等に延滞等がある場合はお買物券との交換はできませんのでご了承ください。

- お買物券またはお買物券は現金と引換えはできません。また、お買物券面額未満のご利用の際、釣銭はお出しできません。

第 3 条（ポイントの積立・有効期限等）

- ポイントの積立期間は、1 年間とします。（初年度は入会日以降13回目に来たする10日まで、次年度からは初年度の最終日の翌日から1 年間）
- ポイントとお買物券との交換期間は、各年度の積立期間終了から 6 ヶ月後の月末までとします。なお、積立期間終了後は1,000ポイント未満のポイントは次年度に繰り越されず無効となります。
- お買物券の有効期限は、発行日から 6 ヶ月間です。券面記載の有効期限をご確認ください。

第 4 条（買上返品時の処理）

- 買上商品を返品する場合には、カードおよび買上時のレシートを提示するものとします。
- 買上商品を返品した場合には、すでに付与された当該返品商品代金相当分のポイントを減算させていただきます。なお、お買物券交換後に買上商品を返品した場合には、お買物券の返還または現金での返還を当社が請求する場合があります。

第 5 条（ポイントサービスの停止・権利の喪失）

- 会員が退会した場合または会員資格を失った場合には、積立ポイントは全て消滅します。
- 会員が東武カード会員規約または本規約に違反した場合、または不正な取扱いを行った場合には、ポイントに関する全ての権利を喪失するものとします。

第 6 条（盗難・紛失時のポイント）

- 盗難・紛失時には、会員が当社に届け出た時点のポイント数でカードを再発行します。なお、所定の再発行手数料を申し受けます。
- 会員が届け出る前にお買物券に交換されたポイントについては、当社は一切その責任を負いません。
- 第三者のカード利用に伴うポイント交付と分は、売上取消に伴って消滅します。

第 7 条（業務の委託）

- 会員は当社が当社の指定する委託先に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。
 - ポイントの加算・利用に関する業務
 - ポイントの情報処理・電算機処理に附随する業務

- 会員は、当社が前項委託業務範囲を追加・変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。
- 会員は、当社が指定する委託先が本条第 1 項の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を当社が当社の指定する委託先に提供することを予め承諾するものとします。

第 8 条（本規約の改廃）

- 規約のサービス内容等は、予告なく変更・改訂・または廃止する場合があります。なお、会員は本規約の変更・改訂があった場合、改訂後の規約に伴うことを予め承諾するものとします。
- 当社は、運営上の都合や障害の発生等により、本規約のサービス内容の提供を予告なく一時的に中断することがあります。

第 9 条（お問合せ）

- 本規約についてのお問合せ・ご相談は、当社までご連絡ください。（2010年11月29日）